



能 総 第 238 号
令和 3 年 2 月 17 日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中 宏和 様
北大阪地域協議会
議長 重澤 嘉男 様
豊能地区協議会
議長 荒木 記久 様

能勢町長 上森 一成



「2021(令和3)年度 政策・制度予算に対する要請について（回答）

記

以上

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

(1) 就労支援施策の強化について

<補強>

① 「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の取り組み強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で示された就職氷河期世代への支援策については、市町村が行う福祉サービスと連携し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう取り組みを充実させること。

地域での就職氷河期世代の支援策について、関係部署や関係機関と連携し適切な支援に努めてまいります。

（継続）

② 地域での就労支援事業強化について

「地域就労支援事業」に基づき、コロナ渦における労働環境の悪化に対して、雇用創出・確保に向けた取り組みを強化すること。併せて、地域で運営されている「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、雇用の維持や働き方改革の維持等に努めること。

大阪府をはじめ労働関係機関との連携を図り、地域における雇用労働施策に取り組んでまいります。

（継続）

③ 障がい者雇用の強化について

大阪での民間企業に雇用されている障がい者数は 16 年連続で増加し、実雇用率も前年を上回っているが、法定雇用率達成企業の割合は 43.1% と半数以下にとどまっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による障がい者の解雇が増加、新規求人数も減り、雇用環境が悪化する恐れもある。さらに今後、法定雇用率が、0.1% 引き上げられる予定であることから、9 月に改正されるハートフル条約に基づいた施策を図り、障がい者雇用をより一層促

進すること。

大阪府をはじめ関係機関と連携し、適切な対応に努めてまいります。

(2)男女共同参画社会の形成（推進）に向けて（★）

<継続>

①女性活躍推進について

女性活躍推進法に基づく推進計画の「取り組み成果」と「今後の課題」を町民に分かりやすい資料等で公表し、町の特徴等についても公開すること。また、新たなプランの策定には、「ジェンダー平等」をめざす町の姿勢を鮮明にアピールし、固定的性別役割分担意識の根絶につながる具体的な施策を盛り込むこと。

第2次能勢町男女共同参画プランに基づき、就労における男女平等の推進に努めてまいります。

〈新規〉

②女性活躍推進法の改正について

「女性活躍推進法」も趣旨があらゆる働く場所で認知されるよう労働基準監督署と連携し、町内事業者に対する働きかけを行い、2022年の「一般事業主行動計画」策定対象事業者の拡大に向けた周知活動を積極的に行うこと。

各町内事業者が「女性活躍推進法」の趣旨を正しく理解し、自社の女性の活躍に関する状況の把握や課題の分析を積極的に行うことを促進するため、関係機関と連携し、法令や身近な良好事例の周知に努めてまいります。

(3)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

<継続>

①「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

「働き方改革関連法」に関連して、2021年4月より中小企業にも「同一労働同一賃金」が適用され、「改正労働施策総合推進法」（パワハラ防止）施行により、大企業は2020年6月から、中小企業においては努力義務期間をもうけたうえで2022年4月から具体的な防止措置が企業に義務化される。企業（特に中小企業）への周知されることながら、労働者への周知徹底を強化すること。また、相談機能については労働者のニーズに応じた迅速な対応が重要であることから、SNSやAIを活用した24時間対応可能なシステム等を検討すること。

労働法制については、労働者、企業、経済団体に十分な周知・徹底を図り、今後策定される指針についても周知・徹底を図ってまいります。

<補強>

②外国人労働者が安心して働くための環境整備について

外国人技能実習や特定技能外国人の受け入れ企業に対して労働法令等を順守させるとともに、外国人労働者が集団的労使関係のもとで労働条件について使用者と対等の交渉ができるよう、支援を強化する事。また、外国人向けの相談体制については多言語に対応する等、自治体としての相談機能を充実させること。

外国人が生活・就労等に関する適切な情報に速やかに到達できるための相談体制の整備等について、地域の実情に鑑みて対応を検討してまいります。

<継続>

(4)地方創生交付金事業を活用した就労支援について

外国人労働者の活躍推進に向けた就労・生活支援に「地方創生推進交付金」を活用する等、外国人集住都市等における先進的・優良な取り組み事例を参考にし、安心して働くことができる環境整備に取り組むこと。

商工会や関係機関と連携し情報発信の充実を図り、引き続き就労支援に取り組んでまいります。

<継続>

(5)産業政策と一体となった期間人材の育成と確保について

大阪経済を支える製造・運輸・建設分野の人材を確保していくためには、技能習得の支援とその仕事の魅力（将来性とやりがい、安全等）の発信・伝達が入り口となる。引き続き、人材育成・確保に向けた施策を強化すること。

関係機関と連携して仕事の魅力を発信し、人材育成・確保に努めてまいります。

<継続>

(6)治療と職業生活の両立に向けて

現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」（2018～2023年）が促進されるよう、自治体の自主的かつ主体的ながん対策の進捗状況や課題点を検証し、全ての働く世代のがん患者の就労支援を推進すること。

関係機関と連携して、適切な就労支援に努めてまいります。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1)中小企業・地場産業の支援について

<継続>

①ものづくり産業の育成強化について

ものづくり企業の従業員やOB人材の経験を活かし、インストラクターを養成するためのスクールを開設する等、ものづくり産業の維持・強化に努めること。

地域・地場企業の支援について、大阪府や商工会等関係機関と連携し、適切な支援に努めてまいります。

<継続>

②若者の技能五輪への挑戦支援について

中小企業で働く若者が積極的に技能五輪全国大会・技能五輪国際大会に挑戦できるよう、支援体制を拡充すること。合わせて、職業能力開発施策に関する情報提供や、事業主に対する助成制度の情報発信と周知徹底を行うこと。

商工会等関係機関と連携し中小企業に周知や支援に取り組んでまいります。

<継続>

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるための融資・補助制度をわかりやすく情報発信すること。また融資の際には、対象事業の将来性・発展性を重視し、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施するとともに、コロナ禍においては返済猶予を設けること。

商工会と連携し中小企業の要請に応じ、必要な対策に努めてまいります。

<継続>

(4)非常時における事業継続計画（BCP）について

新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症を含む災害時における事業継続計画（BCP）の策定は、普及率の低い中小企業にとって喫緊の課題である。全国初となる経済産業省（近畿経済産業）と連携協定により「BCP策定大阪府スタイル」が全国モデルとなるよう町としても積極的な啓発活動に取り組むとともに、町のBCP策定率や災害地応力について効果検証し公表すること。

本町の事業継続計画（BCP）は、平成29年度に策定し災害時の業務遂行に備えています。事業者のBCPについては、現在作成に向け取り組んでいます。今後もBCP策定を推進してまいります。

<継続>

(2)下請取引適正化の推進について（★）

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化や下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、また、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しづ寄せ』防止のための総合対策」（しづ寄せ防止総合対策）に基づき、働き方改革に関連する下請法違反等の行為について、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底して行うこと。

町内企業の大部分が小規模事業者である本町の現況に鑑み、関係法令の周知啓発を図るとともに、遵守についても適正な指導に努めてまいります。

<継続>

(3)総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について（★）

公契約において、労働条件や公正労働基準の確保、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守なども併せて評価する総合評価式の導入を促進すること。併せて、公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、地域の活性化に有効である公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

落札の判定基準を入札価格のみとする場合のリスクは従来から指摘されているところであります、公共事業の質の確保の観点からも府内自治体の総合評価入札制度の導入動向を注視してまいります。

<新規>

(4)「中小企業振興基本条例」の早期制定について

大阪の経済活性化の担い手として重要な役割を果たす中小企業等の振興をめざす「中小企業振興基本条例」を早期に制定すること。

地域経済の原状を踏まえつつ、商工会と連携し適切に対応してまいります。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

(1)地域包括ケアの推進について（★）

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・料ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、高齢者の増加、高齢者一人世帯

の増加等の視点を盛り込み構築すること。加えて、町民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

地域包括ケアシステムの推進については、地域の様々な社会資源をもとに、医療介護の連携や生活支援コーディネーターによる協議体（地域コミュニティ）創りを推進することで、地域住民が世代を超えてともに支えあう地域共生社会をめざしているところです。

また機会を捉え、地域包括ケアシステムに関する情報発信に努めてまいります。

＜継続＞

(2) 予防医療のさらなる推進について

町民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年時代から毎年受信できるよう制度を改定すること。さらに、大阪府が実践的に取り組む「健活 10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージスマイル”」等を町民に広くPRする取り組みを行うこと。また、町民が健康に関する事業や情報などを気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体等とも連携したキャンペーンなどの具体的な取り組みを行うこと。

本町では、健康診査やがん検診の受診しやすい環境を整えるため、受診日数を増やし、受診機会の拡充を図っています。また、保健福祉センターの窓口などで「健活 10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージスマイル”」のPRを行っています。健康教室や講座等については、広報紙やホームページ、新聞折込等でPRを行うなど、引き続き情報提供に努めてまいります。

(3) 医療提供体制の整備に向けて (★)

＜継続＞

① 医療人材の勤務環境と待遇改善について

医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。加えて、緊急事態を想定した医療人材の確保と、待遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充等を積極的に実施すること。

本町においては、職員の職業生活と家庭生活との両立が図れるよう適切な勤務環境の整備に努めてまいります。また、スキル向上のための研修にも積極的に参加できるよう配慮してまいります。

＜継続＞

② 医師の偏在解消に向けた取り組みについて

地域で安心して医療を受けられる提供体制を実現するため、地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するための効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、人口構造の変化に考慮した効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用を促進すること。

本町内には、国民健康保険診療所を含む4医療機関において、地域医療に取り組んでいます。近隣市町村との連携により地域の医療体制の整備に努めてまいります。

(4) 介護サービスの提供体制の充実にむけて (★)

<継続>

①介護労働者の処遇改善と職場定着にむけて

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事務所による受講促進に係る取組を評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

本町では介護サービス事業所の連携を図るため「介護保険事業所連絡会」を設置しており、地域包括支援センターと相互に連携、協力を行いつつ、ＩＣＴを用いた多職種連携情報システムを運用するなど事業所の業務効率化（負担軽減）に努めているところです。また、地域ケア会議の事例検討会を活用して、資質の向上を図っており、引き続き必要な支援に努めてまいります。

<継続>

②地域包括支援センターの充実と周知徹底

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう支援すること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえるよう、周知・広報の取り組みを強化すること。

本町では、地域包括支援センターを町直営（1ヶ所）で設置して、高齢者に総合的、包括的な支援を行うため必要とする人材の確保、対策に努めているところです。また、認知症カフェ、地域での「いきいき百歳体操」など住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう引き続き必要となる支援策を講じてまいります。

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施にむけて

<継続>

①待機児童の早期解消に向けて

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。

本町は、高齢化、少子化により人口が減少しており待機児童がいないため現行の公立保育所（1ヶ所）、私立認定こども園（1ヶ所）の管理運営と支援に努めています。

<継続>

②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するのに必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保などを行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置することなどにより、現場ニーズの把握や支援のあり方などについて検討し、保育の質の向上につなげること。

保育士支援や教育要領などに基づき、人材育成をはじめとする保育の質の確保に努めており、現行の公立保育所（1ヶ所）、私立認定こども園（1ヶ所）、放課後児童クラブ（公設公営（1ヶ所））について引き続き適切な対応を行ってまいります。

<継続>

③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、保護者の意向や状況の把握、多彩な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

現行の公立保育所（1ヶ所）、私立認定こども園（1ヶ所）において「体調不良時型病児保育」を導入しており、本町の実情を踏まえた保育ニーズに適切に対応してまいります。

<継続>

④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市町村による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めるとともに、事業者や保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

本町の実情を踏まえ保育ニーズに適切に対応してまいります。

<継続>

⑤子どもの貧困対策について

「子どもの貧困」の解消に向けて実施している「子どもの学習・生活支援事業」を活用し、子どもの居場所づくりの観点からNPOや民間団体が運営する「子ども食堂」への支援策を拡充すること。

本町の貧困対策の実態調査を踏まえ、大阪府の交付金などを活用して子どもの居場所づくりの取組を行っており、学校、各地域での居場所づくり事業の展開を通じて、支援に努めてまいります。

<補強>

⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加していることから、府民に対する「児童虐待防止法」周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、ネグレクト等の児童虐待を予防するため、子育て世代包括支援センターにおいて子どもと保護者への切れ目のないワンストップ型の支援を充実させるとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

本町では、児童の健全な育成に資するため、平成29年度に要保護児童対策地域協議会を包含する「子どもの未来応援センター（子育て世代包括支援センター機能+子ども家庭総合支援拠点機能）」を設置し、事案発生の未然防止に努めているところです。

また、虐待防止などの見守りについては、「教育と福祉の連携」によるSSW、SCなどの配置に加え、家庭教育支援員による訪問などの支援策を引き続き行ってまいります。

<新規>

⑦小児科専門の救急病院等の増設と診療時間の拡大について

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子どもの救急医療体制を整えること。

町内には小児科専門の救急病院はありませんが、近隣市町と協定を結び、豊能広域こども急病センターを開設しています。引き続き休日、夜間の診療も受けられるよう小児科の救急医療体制を整えてまいります。

4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

(1) 指導体制を強化した教育の確保と質的向上

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保とともに教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）を遵守すること。

国の配置基準による教職員確保に加え、少人数学級等の加配措置を活用しつつ学びの質の向上を図るとともに、教職員の勤務時間の適正管理に努めます。

<継続>

(2) 奨学金制度の改善について（★）

2017 年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないとこと等、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、町における奨学金返済支援制度を創設すること。併せて、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。また、コロナ禍において返済困難な労働者に対しては返済猶予措置について検討すること。

本町の進路相談窓口や奨学資金制度につきましては、引き続き広報などを通じて周知を行い、多くの生徒の進路実現に向けて支援に努めてまいります。また、コロナ禍における返済困難な労働者に対しては、その経済状況を踏まえ、対応を検討してまいります。

(3) 人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

① 差別的言動の解消に向けて

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。ヘイトスピーチをゼロにするための対策、周知活動を強化し取り組むこと。

ヘイトスピーチ解消法の啓発を引き続き行い、差別的言動の解消に向けて適切に対応してまいります。

<継続>

② 多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて

L G B Tなどのセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、S O G I（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・町民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、町においても条例設置を目指すこと。加えて、行政施設においては、多目的トイレ等、

だれもが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

性的少数者等に対する人権問題について、イベントや広報誌等での啓発を引き続き行い、その理解を深めるための取り組みに努めてまいります。また、行政施設においても、その環境整備に努めてまいります。

<継続>

(3)就職差別の撤廃・部落差別の解消

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化するとともに、部落差別会処方について町民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

部落差別解消法の広報誌等での啓発を引き続き行い、あらゆる差別撤廃に向けて住民への周知及び企業等への指導に努めてまいります。

<新規>

(4)投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所（期日前投票も含む）を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

現在、本町では期日前投票所を1か所、当日投票所を6か所設けており、有権者にとって利便性が高く、また安心して投票ができる環境づくりに努めています。引き続き選挙の公正を確保しながら有権者がより投票しやすい環境を整備するため、現在の実情を分析し、時代や環境の変化に応じた方策の検討を進めてまいります。

<新規>

(5)ふるさと納税の運用について

ふるさと納税の使途について、通常の歳出では予算の確保がされにくい教育予算や産業振興など、地域活性化に資するものに優先的に運用すること。

本町では、町が提示する5つの事業（産業、文化観光、環境、教育、福祉）の中から、寄附者の方にその使途を選択いただける運用を行っています。今後は各事業において寄附金がどのように活用されているか等成果を明確化し、共感による寄附を促進することで地域経済の好循環の一助となるよう努めてまいります。

5. 環境・食料・消費者施策

<継続>

(1)食品ロス削減対策の効果的な推進（★）

食品ロス削減に向けて、町民に対し「食べ残しそれぞれ」を目的にした「3010運動」等効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスをなくすための「持ち帰り」を基本とする条例制定等、環境整備を進めること。

本町には飲食を提供する店舗等が少ないことから、住民個々が家庭で実践できる食品ロ

ス削減も含めた生ごみ減量化対策について優先して周知・啓発しているところです。今後も減量化対策への取組や補助制度について、効果的な周知・啓発に努めてまいります。

＜継続＞

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月設立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ禍におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する競技団体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

本町では食品等を扱う大規模小売店舗がないため、フードバンク団体等に対し他団体と連携を図った具体的な取組や支援が困難であることから、関係機関等と連携しフードバンク活動に対する周知や啓発、情報提供等に努めてまいります。

＜継続＞

(3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、町独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

大阪府をはじめ関係機関等と連携し、悪質クレーム対策として消費者教育や啓発活動について取り組んでまいります。

〈補強〉

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。特に、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。

特殊詐欺被害の未然防止対策については、引き続き広報誌やホームページなどを通じて、被害の現状や新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺等の新たな手口、また、自動通話録音機等の紹介などの情報提供を行い、特殊詐欺被害の未然防止対策の啓発に努めてまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

＜新規＞

(1) キッズゾーン設置に向けて

保育中の子どもや保育士が巻き込まれる事故を防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置を促進し、運転手に注意を呼び掛けるキャンペーン等を実施すること。

保育所等が行う散歩等の園外活動の安全確保に向けたキッズゾーン創設については、保育担当部局より町内各保育施設へキッズゾーン候補箇所を確認協議しましたが、キッズゾーン設置基準から早急に整備を要する箇所がなかったため、現在のところキッズゾーン創

出の予定はありません。

しかしながら、子どもが被害者となる交通事故が度々発生していることを踏まえ、これまで小中学校の通学路の安全確保に向けた取組みの推進に資するため策定した通学路安全プログラムに規定する「通学路安全推進会議」の体制を活用し、未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全確保についても継続的に検討協議できる体制構築をめざし、関係部署等との調整を進め、令和3年度より保育担当部局が上記会議に参加する予定です。

また、令和元年度に未就学児の移動経路への対策検討をはかるため実施した緊急安全点検において対策必要箇所として挙げられた各所の対策は、令和2年度中にその対策が完了する予定です。

今後も保育担当部局等との連携により、保育施設等周辺道路におけるキッズゾーンの設置や運転手への注意喚起等の広報活動について、検討してまいります。

<継続>

(2) 防災・減災対策の充実・徹底について (★)

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報週に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させるための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。

地域（旧小学校区）ごとに5種作成し、裏面には防災マニュアルを記載しているハザードマップを全戸配布している。近年は、自主防災組織の取組として地域の公民館を一時避難所として開設するなど、多くの住民が自動的に避難活動されるなど防災意識も高まりつつある。

行政としては、自主避難所に必要な物資の配布や地域の自主防災組織設置のための資機材購入費の助成制度を構築しています。

「避難行動要支援者名簿」については、令和元年度に更新し、自治会長、民生児童委員、消防団等で情報共有しています。

今後とも助け合い活動や防災訓練の推進に加え、各種計画にも新型コロナ感染対策に対応するよう努めてまいります。

<補強>

(3) 地震発生時における初期初動体制について

地震発時においては、初期初動体制が極めて重要であるが、各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多く占めていることから、緊急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣市町村に働きかけを行うこと。

震災発生時は、公共交通機関の麻痺や土砂崩れ等による道路交通網への影響が懸念されるため、大規模災害に備え、近隣市町と災害協定を締結しており、近隣市町と毎年、合同防災訓練を開催し、連携を強化しているところです。

<補強>

(4) 地域防災対策の連携強化について

大規模災害発生時には、行政の対応にも限界がある。日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助という支店の元、自主防災組織や消防団・水防団の体制強化、防災ボランティアの登録制度の整備等、地域住民に協力いただくような地域防災対策を講じること。また、帰宅困難者となった府民に対して、一時避難できる場所の確保を鉄道事業者、地域業と日常的に連携を行うこと。

災害発生時の対応として、自助・互助・共助の精神を視点に地域の助け合い活動による災害に強いまちづくりを推進しています。主な内容は、地域の自主防災組織設置のために必要な資機材費用の助成、地域の公民館等を一時避難所として自ら運営していただくため必要な物資の配布などです。

今後、自治会・自主防災組織、消防団等と連携を強化し、一時避難所の拡大も含め、災害に強いまちづくりをより一層推進してまいります。

<継続>

(5) 大阪府北部地震に対する支援について

2018年6月に発生した「大阪北部地震」への支援を継続して行うとともに、国・大阪府に対しても必要な措置を求めるこ。特に、府域内で同じ全壊、大規模半壊の被災者の間でも支援の有無に差が生じないよう、引き続き検討を進めること。

大阪北部地震に限らず、豪雨や台風での被害に対し、国・大阪府に対しても必要な措置を求めてまいります。

また、被災者間でも支援に差が出ないように、引き続き検討してまいります。

(6) 集中豪雨など風水害の被害防止対策について (★)

<補強>

① 災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不能な風水が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への隊員の買収が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林氏海老等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼすとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

平成30年の西日本豪雨や台風では、本町においても大きな被害が多数発生した。

災害の未然防止の観点からも、町が管理する河川や道路などにおける危険箇所への対策を順次行ってまいります。

また、必要に応じて、ハザードマップの見直しを行い、周知・広報を行い、住民の防災意識の向上に努めてまいります。

<継続>

② 災害被害拡大の防止について

大型台風大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、町民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時においては、町民に不安を与えないようコロナ対策を行った上で対応を行うこと。

大規模な自然災害発生時等において、住民の安全確保の観点から、情報提供の徹底、地域との連携を強化するとともに、コロナ禍における必要な避難所対応等を行い、被害を最小限に抑えるよう努めてまいります。

<新規>

(7) 交通弱者の支援強化について

誰もが買い物でき、医療・介護、各種サービス等が受け取られるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。

本町では、令和2年度に能勢町地域公共交通会議を立ち上げ、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの再構築に向けて検討を行っています。なお、令和2年10月に公共交通に関する住民アンケートを実施し、その結果などを踏まえ新たな交通システムの導入に向けて取組を進めています。引き続き町全体の魅力を高める交通ネットワークの再構築に向けて必要な対策を検討してまいります。

<新規>

(8) 持続可能な水道事業の実現に向けて

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保、育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行なうこと。また、技術継承及び水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけではなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

給水需要減に伴う給水収益の減少など本町水道事業は、経営的にも厳しい事業運営を強いられている状況にある。かたやその一方においては、施設の更新や耐震化など待ったなしの課題は山積しており、資金面やマンパワーの面においても、もはや単独での水道事業運営は、今後ますます困難な状況となることが想定される。

このような状況の中、将来においても適切な料金、安心安定給水への持続可能な水道事業実現に向けた取り組みとして、大阪広域水道企業団との水道事業統合に活路を見出し、平成28年度から統合に向けた協議を開始。将来的な府域一水道への足掛かりとなるべく、令和6年度での統合を目指してまいります。

新型コロナウイルス感染症対策に関する要請について

(1) 感染拡大防止に向けた対策強化について

① 医療提供体制の強化

サイドの感染拡大防止に備えて、客観的根拠に基づく必要十分な検査・治療体制の確立、検査薬・マスク・消毒薬・防護服など、治療に欠かせない物資の確保と供給体制の整備を行うこと。特に、医療崩壊を起こさず適切な治療が行えるよう、発熱外来の整備を早急に行い、医療関係従事者への感染検査、病院受診時の感染リスク確認等の検査の拡大を行うこと。

町内医療機関、保健所、医師会と連携し、発熱外来等の診療を行えるよう整備しています。引き続き、感染防止対策を整えながら、必要な医療が提供されるよう支援してまいります。

② 感染者受入れ体制の強化

新型コロナウイルス感染者を受け入れる宿泊施設（ホテル等）では、従業員が感染者の対応に参加しなくても良いよう地方自治体が人員を配置するとともに、動線（ゾーニング・区分け）の確保の徹底をはかること。従業員が対応する場合は、労働者の健康管理と安全衛生管理を徹底しとともに、医療従事者と同様に防護服・マスク・手袋・消毒液などを支給すること。なお、使用した後は、利用者の不安を払拭（風評被害を防止）するためにも、自治体の負担により適切な清掃・消毒を実施すること。

感染者の対応が必要となった場合には、即座に対応できるよう消毒液、マスク、防護服等の物資の整備を行い感染対策に努めてまいります。

(2)非常事態宣言時にも継続が求められる事業の労働者保護について

①PCR検査の拡充

新型コロナウイルスのPCR検査、抗原・抗体検査等について、新型インフルエンザ等対策特別措置法の特定接種の登録を活用するなど、優先順位を決めて、必要な労働者、希望する労働者が全員検査を受けられるよう体制を整えること。特に、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、マスクや消毒液など感染予防に最低限必要な物資を供給すること。また、感染防止を目的とした事業所の改裝、必要資材の購入等への助成を行うこと。

新型コロナウイルスのPCR検査、抗原・抗体検査等については、保健所と連携し必要な方が検査を受けられるよう体制を整えてまいります。また、必要に応じて物資の整備を行ってまいります。

②感染者への誹謗中傷や差別・パワハラの禁止の徹底

医療従事者はもとより、食料や生活必需品を扱う方や輸送を担う方などを含めて、ライフラインの維持に努め昼夜業務に励んでいる多くの方が、差別的な扱いを受け、誹謗中傷を受けるなどの事案が発生している。新型コロナウイルスの感染に脅威を感じながらも使命感により懸命な努力を続け、国民生活は維持されている。その現状について、府民に周知し、理解が得られるよう情報発信に努め、周知徹底すること。加えて、企業に対しては、パワーハラスマントに関して雇用管理上講ずべき措置等について定めた指針の周知を強化すること。

町や府、国が提供する正確な情報を入手し人権に配慮した適切で冷静な行動を取るよう町民や企業にホームページや広報誌等で周知し、根拠のない情報や誤った情報による不当な差別、偏見、いじめや誹謗中傷等の人権侵害が発生しないよう努めます。

③保育・介護施設の事業継続

労働を継続するために必要な保育や介護の利用ができるよう措置をとること。また、児童にも感染が広がっている状況を踏まえ、保育を受ける子どもの数の抑制について、自治体が責任をもって対応を行うこと。加えて、保育所等の休園、児童の受け入れ縮小を行ったことに関して、土曜日保育や子育て支援に関わる諸補助事業等の履行が困難になった場合でも、公定価格や補助金を減額しないこと。

新型コロナウイルスの拡大、緊急事態宣言下においても保育並びに介護については、不可欠なサービスとして提供が求められており、引き続き事業継続の支援に努めてまいります。また、国の定める公定価格、補助事業についても、適切に対応を行ってまいります。

(3)雇用維持と事業継続について

①休業要請の根拠の明示

休業要請する場合は、要請事業について客観的な根拠に基づき決定し、該当する企業に明

確に示すとともに、市民にわかりやすく周知すること。

大阪府、商工会と連携し、要請事業者について該当する町内事業者に対して、明確に示し住民への周知に努めてまいります。

②労働者の雇用の維持・継続への支援

休業を養成する企業に対しては、従業員の雇用を確保するよう徹底した指導を行い、当該企業が利用できる政府、自治体の支援メニューの提示、手続きの代行等、支援を確実に受けられるようサポートすること。特に、営業時間の短縮を養成する場合は、営業時間短縮に伴い従業員の所得削減を招かないよう、休業手当等の支払い、雇用調整助成金の活用等の指導を徹底すること。

大阪府、商工会と連携し、町内事業者が利用できる政府、自治体などの支援事業をサポートし、助成金の活用等の指導に努めてまいります。

③中小企業支援の拡充

中小企業の事業継続に向けたワンストップ型相談窓口を設置し、周知するとともに、これらを起点に事業継続を支援すること。特に、社会保険労務士の派遣などを含めて、雇用調整助成金の申請手続きのサポートを行うこと。

商工会と連携し、事業継続を支援し雇用調整助成金の申請手続きなどをサポートに努めてまいります。

④不利益を被った労働者への支援強化

賃金の減少、または解雇された労働者に対して、身近な市町村において、就職、生活資金融資、給付金や助成制度、納税等に関する情報等、生活維持に向けた相談を受ける窓口を設置し、市民に対して周知すること。

町各担当課と連携し、地域住民の生活維持に関する情報の周知に努めてまいります。

(4)エッセンシャルワーカーへの感染防止の強化について

①社会インフラを支えるすべての方々への支援の充実

社会インフラを支える道路、港湾、空港、上下水道や電気・ガス、医療、保育、消防・警察、行政サービスなどに従事する方々への支援の充実を図ること。長時間労働の是正はもとより、安全確保の課題も重要となっている。感染を拡大させない観点からも、必要な感染予防措置を講じる際の費用負担などに関して、事業者への補助を行うなど、必要な支援について検討すること。

社会インフラを支える方々への支援については、新型コロナウイルス感染症による影響を受けながらも、地域の移動手段を確保するために継続して業務に取り組んでいるバス事業者に対して支援を行うこととしています。

引き続き、本町の実情を鑑み、住民が日常生活を送るために欠かせない社会インフラを支える方々への支援等について検討してまいります。

(5)教育現場で働く方々の支援と子どもの感染拡大防止について

①新型コロナウイルス感染症対策のための必要備品の確保

感染拡大防止の観点から、継続的に小学校、中学校、高等学校、支援学校等に備品・消耗品等の確保や業務遂行に必要な消毒薬、マスク等を確保すること。

教育機会の保障を念頭に、新型コロナウイルスの蔓延防止に伴う国・府の方針に準じた取組を継続し、必要となる措置を講ずるとともに資機材等の確保に努めます。

②学校の負担軽減

学校等の臨時休業（全国一斉、緊急事態宣言、延長）に伴う、修学旅行をはじめとする宿泊行事等のキャンセル料等の支援を行い、負担軽減を図ること。

新型コロナウイルスの蔓延や社会的な状況を踏まえつつ令和2年度に同事業を実施しており、令和3年度についても機会を通じて国・府に要望等を働きかける等、適切に対応してまいります。

③教員の負担軽減

教育現場の過重労働に対し、サポート教員や、スクールソーシャルワーカー、地域社会からのサポーターなど、具体的に教育現場で活動できる人材の配置を行うこと。また、市町村ごとに教育現場の対応の格差ができるに要、大阪府として支援施策を講じること。

教育現場における働き方改革を踏まえ、積極的に加配教員の確保に努めます。また、能勢町地域学校協働本部を軸としてコミュニティースクールを活用し、地域人材との協働を推進するなど、多様な人材の活用に努めます。